

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課
肝炎対策推進室
B型肝炎訴訟対策室

目 次

1. 肝炎対策について

(1) 肝炎対策全般について……………	1
(2) 肝炎治療特別促進事業（医療費助成）について……………	2
(3) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について……………	2
(4) 肝炎ウイルス検査について……………	3
(5) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における初回精密 検査・定期検査費用助成等について……………	4
(6) 肝疾患診療体制等について……………	4
(7) 肝炎総合対策推進国民運動事業について……………	5

2. B型肝炎訴訟対策について

(1) B型肝炎給付金制度の周知・広報について……………	6
(2) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」について……………	7

1. 肝炎対策について

(1) 肝炎対策全般について

① 肝炎対策の推進について【資料 2～4】

国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎については、肝炎対策基本法や肝炎対策基本指針を踏まえ、肝がんや肝硬変といった重篤な疾患に移行する者を減少させることを目標として、①肝疾患治療の促進、②肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進、③地域における肝疾患診療連携体制の強化、④国民に対する正しい知識の普及、⑤研究の推進の5つを柱に肝炎総合対策を推進している。

肝炎対策基本指針については、法律上、5年ごとの見直しが定められており、肝炎対策推進協議会における御議論を踏まえ、令和4年3月7日に改定したところである。

各都道府県におかれては、同法や基本指針を踏まえ、数値目標を含んだ肝炎対策に関する計画等を策定した上で、管内市区町村、肝疾患診療連携拠点病院などの医療機関、患者団体などと協力して肝炎対策を推進されるようお願いしたい。

また、都道府県が設置する肝炎対策協議会についても、引き続き開催に努めていただきたい。

② 令和7年度肝炎対策予算案について【資料 5】

令和7年度の肝炎対策予算案については、肝炎対策を総合的に推進するために必要な予算として、約162億円を計上している。

主な内容としては、ウイルス性肝炎患者の医療費負担の軽減を図り、適切な医療の確保と受療の促進を図るとともに、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が円滑に実施できるよう、必要な経費を計上している。

引き続き、各自治体におかれては、肝炎対策の推進に必要な財源の確保に御配慮をお願いしたい。

③ 肝炎対策に関する調査等について

肝炎対策における自治体の取組状況を把握するため、各自治体にもご協力いただき、毎年度調査を実施し、肝炎対策推進協議会に報告している。関係資料については、厚生労働省ホームページに掲載しているので、参照していただきたい（下記 URL 参照）。また、各自治体におかれては、肝炎対策に関する実施状況を把握させて頂くため、今後も種々の依頼をさせていただく予定であり、その際にはご協力をお願いしたい。

肝炎対策推進協議会（議事録、資料、開催案内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kanen_128247.html

（２）肝炎治療特別促進事業（医療費助成）について【資料６】

本事業においては、Ｃ型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療や、Ｂ型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で保険適用になっているものを対象医療としており、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等について、医療費助成の対象としているところなので、ご活用いただきたい。

本事業による医療費助成については、対象者に対して医療機関からご説明をいただく等、周知をしていただいているところであるが、関係機関等とも連携して、引き続きの取組をお願いしたい。

（３）肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

① 事業の概要について【資料７】

本事業は、Ｂ型・Ｃ型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、治療研究を促進するための事業であり、平成３０年１２月から実施している。

令和３年４月に事業の見直しを行ったところであるが、その後の実施状況等を踏まえ、令和６年４月から、これまで高額療養費の限度額を超えた月が過去１２月で３月目から助成対象としていたところを、過去２４月で２月目から助成対象とした。

対象範囲を拡大することにより、その後、一般的には再発を繰り返し、長期にわたり治療を要する肝がん患者の経済的な負担の軽減が図られる。また、高額療養費限度額が１月を超えた時点で、医療機関は対象患者に対し制度の案内を行い、患者は申請を行うことが可能になる。このことで制度が簡素化し、医療機関において患者への制度案内や患者の抽出がしやすくなり、制度利用の促進が図られると考えている。

② 令和６年度から実施の普及啓発・利用促進事業について【資料８】

令和６年度から、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の更なる利用促進等を目的とし、肝炎情報センター戦略的強化事業の中に、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の普及啓発、利用促進に係る事業メニューを追加し、肝疾患連携拠点病院等において、普及啓発資材の作成や研修会等を実施し、その成果等を横展開することで、事業の更なる普及啓発・利用促進を図り、医療機関や患

者のフォローを強化している。実施医療機関から、実施にあたり、相談等があった場合はご協力をお願いしたい。

③ 令和5年度、令和6年度（暫定値）の実績について【資料9～11】

令和6年度から実施した事業の見直しにより、同年度4月～11月までの実績は前年度同月よりも伸びているが、都道府県別にみると、実施できている自治体とそうでない自治体があり、実績にバラツキが目立つ。患者がどの地域に住んでいても、等しく本事業が利用できるよう、引き続き本事業の周知徹底、指定医療機関に対する働きかけをよろしくをお願いしたい。

（4）肝炎ウイルス検査について

① 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備について【資料12～17】

ウイルス性肝炎は、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがあることから、肝炎ウイルス検査の受検を推進している。地方自治体を実施主体とする肝炎ウイルス検査について、令和4年度はB型肝炎が78万6,219人、C型肝炎が77万6,202人となっており、前年度より減少している。

都道府県・市町村においては、肝炎ウイルス検査受検の利便性を高める取組として、医療機関への委託検査の実施、他検査・検診と同時に肝炎ウイルス検査を実施する等の取組を行っていただいているが、引き続き、受検者の利便性の高い検査体制の整備に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、健康増進事業で市町村が実施する検査については、厚生労働省において、受検の個別勧奨を40歳以上の方に行っていただくことができるよう支援しているところであり、このような個別勧奨の取組を市町村で行っていただくとともに、都道府県におかれては市町村への支援・働きかけをお願いしたい。

② 職域における肝炎ウイルス検査について【資料18～19】

職域での肝炎ウイルス検査の推進については、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業において職域検査促進事業を行っている。令和5年度に同事業を実施した都道府県は16箇所、保健所設置市は6箇所となっており、未実施の都道府県等におかれては、事業の積極的な実施をお願いしたい。

「肝炎ウイルス検査受検率の向上及び受診へ円滑につなげる方策の確立に資する研究」（研究代表者：是永匡紹）では、全国健康保険協会と連携し、受検勧奨のチラシを分かりやすくし問診票の送付時に同封している。このような取組も参考にしていきたい。また、令和5年3月に職域におけるウ

ウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について通知を発出し、関係団体に対して改めて周知及び協力を要請したところである。引き続き、取り組みを進めていきたい。

(5) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における初回精密検査・定期検査費用助成等について【資料 20～22】

初回精密検査費用助成については、令和 5 年度の受給者数（総数）が 729 人となっているが、都道府県により差異が見られる。令和 2 年度から、妊婦健診、手術前検査における肝炎ウイルス検査の陽性者を初回精密検査費用助成の対象としているので、各都道府県においては、引き続き陽性者フォローアップの推進を図るとともに、助成制度の更なる周知に取り組んでいただくようお願いしたい。

また、定期検査費用助成についても都道府県により差異が見られるため、引き続き助成制度の更なる周知に取り組んでいただくようお願いしたい。

(6) 肝疾患診療体制等について

① 肝疾患診療体制の整備について【資料 23～25】

肝疾患診療体制については、「肝疾患に関する診療体制及び肝疾患患者に対する支援体制の整備について」（平成 29 年 3 月 31 日健発 0331 第 8 号）の通知等により、各都道府県において、良質かつ適切な肝炎医療が受けられるよう地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図るため、専門医療機関及び拠点病院を整備し、これらの機関を拠点として、かかりつけ医との連携強化、地域の医療従事者の研修等の体制整備を進めていただいている。

専門医療機関については、同通知で、2 次医療圏に少なくとも 1 か所以上確保することが望ましいこととしている。また、専門医療機関に肝臓専門医等が必ずしも常駐できない場合であっても、拠点病院又は他の医療機関にいる肝臓専門医等による関与の下で診療が行われること等により対応を図ることで専門医療機関の条件を満たすことは可能としており、こうしたことにも留意の上、引き続き、地域の実情に応じた専門医療機関の整備をお願いしたい。

また、拠点病院等連絡協議会について、令和 5 年度は、同協議会を開催した都道府県数は 45 となっている。例えば、オンライン会議を活用するなど、肝疾患診療連携体制の強化を図るため、引き続き御協力を頂きたい。

② 肝炎医療コーディネーターの養成について【資料 26～27】

肝炎医療コーディネーターについては、平成 29 年に「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」通知を発出しているが、肝炎対策基本指針の

改定に伴い当該通知についても、令和5年2月に一部を改正した。

主な観点として、1つ目は、肝炎医療コーディネーター養成後の活躍の推進に取り組むこと、2つ目は、患者コーディネーターの役割について理解するとともに、患者やその家族等の話を直接聞く機会を設けることなども積極的に検討をお願いしたい旨を規定している。3つ目として、肝炎医療コーディネーターが習得する事項として、あらためて肝炎患者等に係る支援制度を独立して明記し、各種制度への理解を深めて頂くこと、また、肝炎患者等の人権の尊重に関する事項を習得して頂く事を規定している。

肝炎医療コーディネーターについては、47都道府県全てで養成が行われており、令和5年度は3万8,805名が養成されている。

改正した通知に基づき、引き続き、肝炎医療コーディネーターの養成及び活用の推進について取組をお願いしたい。

(7) 肝炎総合対策推進国民運動事業について【資料28～29】

「知って、肝炎プロジェクト」においては、肝炎ウイルス検査の受検勧奨等の広報を行っている。同プロジェクトの取組の一つとして、各自治体の皆様の御協力をいただきながら、特別健康対策監・大使・スペシャルサポーターとして活動いただいている著名人による知事・市長への訪問を行い、意見交換や更なる取組の要請等を行ってきた。令和4年度からは、積極的に広報を実施したい自治体を後押しするため、保健所設置市も対象として応募により自治体を選定し、表敬訪問、イベントの実施等を集中的かつ一体的に実施した。令和7年度においても、各自治体におかれては、是非御協力をいただきたい。

また、「知って、肝炎プロジェクト」においては、各自治体が行う住民向けの健康関係イベントとの連携を進めていきたいと考えており、個別にご相談させていただいた際には、御協力をお願いしたい。

2. B型肝炎訴訟対策について

(1) B型肝炎給付金制度の周知・広報について【資料 33～37】

B型肝炎訴訟については、平成 23 年 6 月に国と原告団、弁護団との間で締結された「基本合意書」及び平成 24 年 1 月に施行された「特定 B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」に基づき、和解手続及び給付金等の支給が行われている。

本給付金については、法制定当時より、救済対象者を最大約 45 万人と見込んでいるところ、令和 6 年 3 月末までにおける提訴者数は、約 12 万人であり、まだ数多くの未提訴の方がいると考えられる（特別措置法上の提訴期限は、令和 3 年度の法改正により、令和 9 年 3 月 31 日まで延長。）。

厚生労働省では、できるだけ多くの対象者が救済されるよう、本給付金について広く国民に周知を図るとともに、肝疾患治療の現場においても B型肝炎患者・感染者に対する周知が一層進むよう取り組んでいる。

今後、本給付金制度の更なる周知を目的として、ポスター及びリーフレットを各都道府県、保健所設置市及び特別区に配布するので、以下のとおり、これらを活用した本給付金制度の周知にご協力いただくようお願いしたい。

- ① 都道府県においては、ポスター・リーフレットを管内の市町村、保健所、その他の公共施設等に送付し、庁舎内や出先機関等での掲示、配布を依頼いただくとともに、都道府県、保健所設置市及び特別区においては、ポスター・リーフレットの庁舎内や保健所、出先機関、公共施設等での掲示、配布や広報誌等へ掲載をするなど、様々な機会を通じて本給付金制度の広報に取り組んでいただくようお願いしたい。
- ② 都道府県、保健所設置市及び特別区においては、肝炎検査の陽性者フォローアップ事業の実施や、肝疾患患者に対する医療費助成等の機会を捉えて、管内の保健所等において、以下のような取組を実施いただくよう、併せてお願いしたい。
 - (i) 肝炎検査の陽性者フォローアップ事業の実施や医療費助成の手続きなどの際に、B型肝炎患者・感染者に対してリーフレットを直接配布すること。
 - (ii) B型肝炎患者への医療費助成のための申請書や受給者証の郵送の際に、リーフレットを同封すること。
 - (iii) 都道府県においては、管内の市町村が肝炎検査の陽性者フォローアップ事業を実施する際、①と同様の取組を行うよう、市町村に依頼すること。特に、無症候性キャリア（除斥期間経過）の方には、給付金 50 万円に加え、

毎年、定期検査費等が支払われるとともに、その後、B型肝炎ウイルスに起因して病態が進展した場合には、提訴によらず、社会保険診療報酬支払基金に直接請求して、追加給付金を受けることも可能となるので、この点についても、周知の取組へのご協力をお願いしたい。

- ③ 本給付金を受けるには、国を被告として提訴していただき、裁判所の仲介の下、和解協議を行うことが必要となる。

このような提訴の手続きや提訴に必要な書類について分かりやすく説明するため、厚生労働省では、B型肝炎訴訟相談窓口を設置するとともに、「B型肝炎訴訟の手引き」などをホームページに掲載しているので、問い合わせがあった際にご紹介いただくなど、適宜ご活用いただきたい。

B型肝炎訴訟相談窓口：03－3595－2252

厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

(2) 副読本「B型肝炎 いのちの教育」について【資料38～39】

厚生労働省では、集団予防接種による感染被害を含むB型肝炎に関する正しい知識の普及を図ることを目的として、令和2年度に全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団のご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成した。

本副読本については、文部科学省との連携の下、学校の先生方への普及を図る観点から中学3年生を担当する教員に対して配布を行い、各学校の希望により生徒分の送付を行っている（今年度も12月に配布を行ったところ。）。また、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団が活動の一環として行っているB型肝炎ウイルス感染被害者の講義（いわゆる「患者講義」）について、希望がある学校に対する派遣を実施している。

都道府県、保健所設置市及び特別区においては、これら学校教育における普及啓発について教育担当部局等から要請等があった際には、「患者講義」をご紹介いただく等、ご協力をお願いしたい。